

全労連社会保障闘争本部ニュース

NO.147

全労連社会保障闘争本部発行

2021年2月24日

衆議院予算委員会公聴会 全労連小畑雅子議長の口述(抜粋)

2月24日、衆議院予算委員会中央公聴会で、全労連小畑雅子議長がいのちを守る予算の確保を求め、貧困と格差の解消を特に女性労働者問題に引き付けて最賃の引き上げ、雇用確保問題を指摘して意見を陳述しました。社会保障闘争本部ニュースでは前半部分のいのちまもる予算の組み換えの発言を紹介します。

■コロナ禍からいのちを守る予算へ

2021年度予算編成にあたっては、何よりも、コロナ禍からいのちを守る政策に予算を重点配分すること、そして、国民経済の基盤である労働者の雇用と暮らしを支える予算を増やし、制度政策を改善することが求められております。この間、森前東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長の女性差別発言に端を発して、ジェンダーの視点から社会のあり方を見直す機運が高まっています。労働の分野を見たときにも、コロナ禍によって、女性労働者、非正規労働者に最もその矛盾が集中しております。女性労働者、非正規労働者の実態を踏まえて、改善に向けた実効ある施策をすすめるなど、ジェンダーの視点から予算のあり方を見直すことが求められていると考えます。

そうした立場から、いくつかの点について意見を述べさせていただきます。

■エッセンシャルワーカーのほとんどは女性労働者。専門職でも低賃金劣悪な労働条件

第1に、コロナ禍にあつて、私たち国民のいのちと暮らしを守り、支える、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われる労働者が、劣悪な労働条件のもとに置かれているということです。その多くが女性労働者です。看護師、介護士、保育士など、医療・介護・保育・福祉の分野で働く女性労働者の賃金を資料としてお配りしてありますので、2ページをご覧ください。



看護師は、国家資格による専門職であるにも関わらず、賞与を含む賃金をみると、経験を積んでも賃金は上昇せず、現場では「寝たきり賃金」と言われる低い賃金水準となっています。介護に従事する労働者や保育士の賃金水準はさらに低く、ホームヘルパーや施設の介護士、保育士はピーク時であっても 300 万円台です。

それぞれ、専門の分野で、資格を持ち専門職として働いているにも関わらず、非常に低い賃金水準に押し込まれています。背景には、子育てや看護、介護、福祉などのケア労働に対して、「家事労働的な仕事」であるから、賃金が低くてもよいというジェンダーバイアスのかかった考え方があるのではないのでしょうか。そのことが、今回のコロナ禍で、くっきりと明らかになってきました。

医療、介護、保育、福祉の分野で働く労働者は、新型コロナウイルス感染拡大のもとで、感染の危険となり合わせとなる緊張感、感染拡大の収束が見通せない不安感の中で、必死で、患者や入所者、子どもたちのために、長時間過重労働を強いられながら働いておられます。それなのに、非常に低い賃金水準におかれています。

春闘アンケートに寄せられた職場からの声を紹介します。

- ・奨学金や年金負担、税金、最低限の生活費で手元に残るお金はほとんどありません。専門性の高い仕事で、病院の利益にも貢献しているはずなのに、賃金が少なすぎると思います。若者のモチベーションは下がってしまい、この職業に悲観して去っていく人も多数います。

- ・新型コロナを経験し、日本の医療の脆弱さが浮き彫りになったような気がします。もっと健康で生き続けられる社会をつくるためには、診療報酬を改善し、かかりやすい医療体制にしていく必要があると思います。命が何より大切です。

- ・介護職の仕事はきつい。仕事と賃金が見合わない。

- ・コロナウイルスにより緊急事態宣言が出ている中でも休園になることもなく医療機関で働く保護者さんたちを必死である意味命がけで支えてきた。しかし、国からそれに対する支援金も慰労金も出ず、つくづく保育（福祉）の仕事は、情熱や自分自身のやりがいのみでしかモチベーションを保てないのだ…と悲しくなった。コロナ禍の中、今後、働く親を支える保育は今のまま保障や年収があがらないままだとどんどん減っていくだろう。

■労働者の大幅増員、処遇改善、医療介護の報酬の改定、減収補填を求める

こうした切実な声を受け止め、国民のいのちと暮らしを支えるエッセンシャルワーカーの賃金、労働条件を改善するための施策、予算を要望します。具体的には、医師・看護師・医療技術者・介護職、保育士などの大幅増員、診療報酬や介護報酬の改善、非正規を含めた処遇改善手当・加算の改善などのための予算の確保を求めるものです。

さらに言えば、国民のいのちを守るためにも、コロナ禍で減収を余儀なくされている医療機関への減収補填は、欠かせない課題です。

この間、3次にわたる補正予算によって支援策が実施されてきたことは承知しております。しかし、2021年1月末時点で交付は1兆2千億円どまりと、支援が十分行き届いていない実態があります。早急な交付実施が求められています。

同時に、コロナ非対応の医療機関では、厳しい状況が続いています。ここに対する支援は、三次補正まで見ても、たいへん不十分なものでしかありません。地域医療はパッケージです。コロナ対応病院からリハビリのための患者さん、また、一般の患者さんを受け入れる体制の強化が非コロナ対応病院にも求められています。発熱外来、感染防止等支援金の増額、継続も含めて、2021年度予算においても、地域住民のいのちを守るために、医療従事者の待遇の確保・改善につながる減収補填を強く求めたいと思います。

日本医労連が社会福祉施設への看護師の日雇派遣の解禁に断固反対する声明を発表

日本医労連は、2月24日に中央執行委員会名で、社会福祉施設への看護師の日雇派遣の解禁に断固反対する声明を発表しました。

声明では、『日雇い派遣』が2012年の労働者派遣法の改正によって原則禁止とされた背景に触れ、「適正な雇用管理が行われず、労働災害が多発していたことや、低賃金で不安定な雇用の原因となっていた」と日雇い派遣の危険性を指摘。今回解禁となる派遣先の「介護施設等の中には、適正な労働時間管理や労災防止措置等の使用者責務が果たされているとはいいがたい施設も多く」、「低賃金・不安定雇用の問題については一切の対応策は示されておらず、議論のすすめ方としておよそ適正とは言えない」と指摘しています。

また、そもそも、介護施設等で看護師の確保が困難となっているのは、過酷な労働環境と低廉な賃金が根本的な原因であり、「日雇い派遣」の解禁で対応することは根本原因を漫然と放置することにつながることで、「利用者の個別性を尊重し多職種によるチームケアを重視しなければならない介護の現場に短期雇用の派遣労働を導入することは、利用者や派遣される看護師、その他の職員に混乱と負担をもたらすことにもなりかねない」と指摘しています。

声明では、「社会福祉施設への看護師の日雇派遣の解禁に断固反対」とし、「看護師や介護従事者が人間らしく働き続けられるよう、大幅増員や介護報酬引き上げ、保険料や利用料負担軽減など、誰もが安心して活用できる介護制度実現を」もとめています。(声明全文添付)

＊3月4日、3・4いのち署名国会請願意思統一集会と 国会議員要請行動の参加報告をお願いします。

主催：全労連、中央社保協、医団連、医療三単産（医労連・自治労連・全大教）

日時：2021年3月4日（木）11：00～17：00

場所：星稜会館 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-16-2

TEL : 03 (3581) 5650

FAX : 03 (3581) 1960

参加要請：単産代表者・東京組織

※医療関係単産だけでなくすべての単産から代表者の参加をお願いします。

※地方組織は、ズームで各県から代表者の参加をお願いします。

※ズーム併用

※申込方法：2月28日（日）までに kuri@zenroren.gr.jp まで。

以下を記入し、メールを送ってください。件名は「3.4いのち署名 国会請願行動」

組織名 氏名 メールアドレス

ZOOM参加者には3日1日月曜日にZOOMの参加案内を送ります。